

狭山市サッカー協会少年部 サッカー活動の再開に向けたガイドライン
第3版作成：2020年12月18日

狭山市サッカー協会少年部

目次

はじめに	2
I.市F Aによる活動再開通達の概要（6月3日）	2
II.本少年部活動再開の条件	2
III.サッカー活動の再開にあたっての基本的な考え方	3
IV.活動再開にあたって留意すること（※感染拡大防止対策）	3
V.地域の活動について	7
VI.本少年部事業について	7
A.理事会の開催	7
B.活動再開直後のグラウンド利用について	8
C.少年部所管の大会	8
VII.単位団の活動について	8
VIII.活動再開後に感染者が発生した時の対応	9
IX.個人情報について	10
あとながき	10
参考	11

はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の予防措置として、狭山市サッカー協会（以下、「市FA」）からすべての活動を停止する旨の通達が出ましたが、緊急事態宣言が解除になり、市FAは、2020年6月9日から活動停止を段階的に解除する旨を6月3日付のメールにて通知しました。これに伴い、本少年部は、本ガイドラインの第1版を2020年6月4日付で作成し、発行しました。その後、2020年7月31日に改訂して第2版を発行して現在に至りました。

さて、活動再開後約6ヶ月が経過して情勢が変化しました。それに伴い、現時点で入手できた情報を基に、本ガイドライン第2版の構成を含めて、内容を見直すと共に不足している事項等を追加し、改訂版として第3版を作成します。

第1版と同様、本ガイドラインは、サッカー活動を実施する際に、新型コロナウイルス感染症拡大の予防措置として、自主的な感染予防に取り組むことを目的とします。また、各単位団でガイドラインを作成する場合の情報提供の一つとしてまとめてあります。

尚、本ガイドラインは、現時点で得られている知見等に基づく作成なので、情勢の変化に応じて逐次見直しを実施することを承知おきください。

I. 市FAによる活動再開通達の概要（6月3日）

- ① 活動再開日は、2020年6月9日（火曜日）とする
- ② 「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」のうち、必要な感染予防対策を講じ済みであることが、活動再開の条件とする
- ③ 段階的な活動内容とする
 - 6月中 練習のみとする
 - 7月中 試合の対戦相手は狭山市内在籍のチームまでとする
 - 8月中 試合の対戦相手は埼玉県内在籍のチームまでとする
 - 上位組織の大会は、それぞれの活動内容とする

II. 本少年部活動再開の条件

活動再開に向けて、原則として次の条件を満たす必要があります。

また、情勢の変化を受けて以下の条件を満たさなくなった場合は、その時点で活動自粛の必要性等を検討して対応を決定する。

- ① 市FAの活動禁止指示解除
- ② 狭山市に発出されている緊急事態宣言が解除
 - 不要不急の外出自粛解除
 - 移動制限の解除
- ③ 狭山市内小学校の登校再開
- ④ 狭山市内小学校の校庭使用禁止解除（練習等に利用）
 - ※代替え施設で対応が可能な場合は必須条件から除外する
- ⑤ 狭山市の屋外運動施設が利用再開（大会や練習等に利用）

- ⑥ 狭山市の公民館が利用可能（理事会等に利用）
※代替え施設で対応が可能な場合は必須条件から除外する
- ⑦ 埼玉県サッカー協会第4種委員会の活動自粛解除
- ⑧ 埼玉県西部地区連絡協議会の活動自粛解除
- ⑨ 本少年部加盟団体が活動再開に向けたガイドラインを策定済み（市F Aの通達事項）
- ⑩ 政府や地方自治体による交通規制等が解除
※上記の状況に変化があった場合は、活動の可否に関して改めて判断する。

III. サッカー活動の再開にあたっての基本的な考え方

本ガイドラインの策定においては、以下の事項を基本的な考え方とします。

1. 安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等、サッカーにかかわる人々全体が安全に活動できる環境を提供する。

2. 不当な扱い・差別等の禁止

地域の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはなく、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容しない。

3. リスペクト

関わる全ての方を大切に思い、困難な状況にあるサッカーファミリーに手を差し伸べ、笑顔あふれるサッカー環境を再構築すべく全力を尽くす。

4. 「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応

コロナ収束後の「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計する。

5. サッカー活動の抜本的見直しの機会

今回のコロナ禍を契機とし、組織の在り方や個別事業の設計について抜本的な見直しを図る(リスクとチャンス)。

IV. 活動再開にあたって留意すること（※感染拡大防止対策）

活動再開に向けて、原則として次の事項に留意する必要があります。

1. 自主的な活動参加

全ての関係者に対してサッカー活動への参加を強要しないこと。

参加者は、自己判断の下で参加し、不安がある場合はその旨を申し出ること。

尚、参加を自粛した者に対して差別的な対応をしてはならない。

2. 健康管理の徹底

(1) 体調チェックの励行

① 以下の事項に、一つでも該当する場合は、当日参加しないこと

- ▶ 平熱を超える発熱（平熱を1℃超える場合歳、数値的設定はおこなわない）
- ▶ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

- だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触を確認された場合
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 活動参加前等に体調の確認を実施する
- ③ 健康観察（体温測定、体調チェック）は指導者、保護者も同様の対応をとることが望ましい

(2) 体温測定と健康履歴の作成

“健康観察記録表”を作成し、平熱を把握すると共に健康状態の確認と維持管理を行う。

健康観察記録表には下記の事項を記録する

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、Email アドレス※個人情報の取扱に十分注意）
- ② イベント当日の体温
- ③ イベント開催前の 2 週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱（1℃以上上回る）
 - 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

尚、風邪の症状や発熱が 4 日以上続く、あるいは、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は活動への参加禁止とし、速やかに医療機関への受診等を行うこと。

3. マスクの持参・着用の徹底

試合等への行き返りは、飛沫防止の観点により、マスクを着用する。

また、近距離での会話時はマスクを着用し、試合中の大声での指示、応援等は避けること。

4. 「3つの密」の回避の徹底

感染経路である、飛沫感染と接触感染に十分注意し、感染要因である三密（密閉空間、密集場所、密接会話）の状況を作らないように配慮すること。

屋外での活動が主となるが、それぞれの局面での対応を徹底すること。

(1) 換気の悪い密閉空間は避ける（換気の徹底）

体育館等での活動を行う場合は、こまめな換気に努める。

車での移動時の換気、空間遮断による濃厚接触を回避すること

(2) 多くの人が密集する場所を作らない（身体距離の確保）

試合待ち時の選手密着の禁止。

(3) 近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

5. 手洗い等の徹底

※手洗い・うがいによる対策（活動場所によってはうがいによる飛沫が避けられない場合は帰宅後に速やかに励行する）

- ① 手洗い場所の確保
- ② 手洗い場所に、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意すること
- ③ 手洗いの徹底（試合後、食事前、トイレ後など）
- ④ を拭くタオルやハンカチ等は共有しない
- ⑤ 手洗い方法の掲示（《別紙2》参照）
- ⑥ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
- ⑦ 手洗い時は、可能な場合うがいも励行のこと
- ⑧ 帰宅後は、手や顔を洗い、うがいを行うこと。またできるだけすぐにシャワーを浴び着替えを行うこと

6. 水分補給、食事（熱中症対策も含めて）

マスクの着用により、体内に熱が籠もり易くなるので、十分な水分補給を心掛ける。

- ① こまめな水分補給を行うこと
- ② 飲水ボトルの共用は避けること
- ③ 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- ④ 練習・試合時に食事をする時は、お互い一定距離をとる等の「新しい生活様式」を心掛ける
- ⑤ 飲み切れない飲料等は指定場所以外に捨てないこと

7. 衛生管理の徹底

※消毒による対策とリネン管理の徹底

自分の持ち物の管理、共有物、共有箇所の消毒等の徹底など、環境衛生管理を徹底すること。

- ① トイレについては、多くの利用があるので、消毒をこまめに行うこと（ドアノブ・水洗トイレのレバー等）
- ② トイレ利用後は必ず手洗いをし、自分専用のタオルを使用すること
- ③ 使用用具についても、同様に対応のこと
- ④ タオルなどのリネン類の共用は避けること
- ⑤ ビブスは共用しないこと

8. 休憩、待機場所

- ① 参加同士が密にならないよう、広さにはゆとりを持たせて場所を確保すること
- ② 屋内施設を使用する場合は、より密の状態を避けるよう配慮すること
- ③ 共用の使用物、複数の利用者が触れる場所については、こまめに消毒すること
- ④ 屋内施設を使用する場合は、十分な換気を行うこと

9. ゴミの廃棄

- ① 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること
- ② ペットボトル等は各自で管理し、持ち帰り処分すること

10. 夏季における熱中症予防に向けた留意点

今夏は、これまでとは異なる生活環境下で迎えることとなりますが、一方で、例年以上に熱中症にも気をつけなければなりません。十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛けるようにしましょう。

(1) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- ① 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。
- ② マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。
- ③ 新型コロナウイルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
- ④ 日頃の体温測定、健康チェックは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防する上でも有効です。体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。

(2) 従来からの熱中症予防行動の徹底

- ① 暑さを避けましょう。
 - ▶ 室内の温度・湿度をこまめに確認し、適切に管理しましょう。
 - ▶ 外出時は天気予報や「暑さ指数（WBGT）」を参考に、暑い日や時間帯を避け、無理のない範囲で活動しましょう。
 - ▶ 涼しい服装を心掛け、外に出る際は日傘や帽子を活用しましょう。
 - ▶ 少しでも体調に異変を感じたら、涼しい場所に移動し水分を補給してください（急に暑くなった日や、久しぶりに暑い環境で身体を動かす際には特に注意が必要です。）。
- ② こまめに水分補給をしましょう。
 - ▶ のどが渇く前に、こまめに水分補給をしましょう
 - ▶ 激しい運動、作業を行ったとき、多くの汗をかいたときは塩分も補給しましょう。
- ③ 暑さに備えた体作りをしましょう。
 - ▶ 暑くなり始めの時期から適度に運動を心掛け、身体が暑さに慣れるようにしましょう（暑熱順化）（※ただし、その際は水分補給を忘れずに、無理のない範囲で実施してください。）。

V. 地域の活動について

上位団体や任意団体及び公共団体、更に本少年部における活動に関しては、所属チームの活動を配慮し、チームの活動再開から一定期間を確保し、社会的に一定の理解が得られたのち、段階的に活動を再開することとします。

上位団体や任意団体及び公共団体の活動に参加する場合は、当該団体の取り決めに十分に把握して、参加全員が順守すること。

本少年部の活動に関してはVI項“本少年部事業について”で明確にする。

VI. 本少年部事業について

A. 理事会の開催

理事会の開催にあたり、次の事項を励行して、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染症拡大予防に努める。

1. 開催場所

- ① 活動再開当初は、できる限り青空会議を検討して3密を避ける
- ② 公民館等の屋内で開催する場合は、できるだけ広い部屋を確保し、更に、こまめな換気を心掛ける
- ③ 人と人との間隔は2m以上を確保する
- ④ 公民館等の狭山市屋内施設を利用する場合は、各施設の決まりに従うこと

2. 基本事項

- ① 出席を強要しない
- ② 資料は事前に配信して、事前に情報を提供すると共に、紙媒体による接触感染を防ぐ
- ③ 時間短縮に努める
 - 冒頭の部長挨拶は極力短時間を心掛け、省略することもできる
 - 事前に配信された資料を基に協議における発言をできるだけ用意して出席する
 - 緊急性の無い議題は極力提起しない

3. 出席者

- ① 発熱や風邪のような症状があるなど体調が優れない場合は出席しない
- ② 同居家族や身近な人に感染が疑われえる方がいる場合は出席しない
- ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合は出席しない
- ④ 出席者はマスクを着用する
- ⑤ 出席者は手指のアルコール消毒を行う
- ⑥ 接触感染を防ぐために握手等は慎む
- ⑦ 大声での発声は慎む
- ⑧ 近距離での会話は慎む

4. その他

- ① 喫煙する場合は、会話を慎むと共に、極力未移設・密着を避けること
- ② 出席者の名簿を作成して後日感染が確認された場合に備える（事務局）

③ 閉会後は、できるだけ速やかに帰宅すること

B. 活動再開直後のグラウンドの利用について

活動再開にあたって、狭山市の小学校における施設開放が7月以降になる情報があります。そこで活動場所を分け合うために、以下の対応を取ります

- ① 各団が招待大会用に確保しているグラウンドの予約済使用権を少年部に移譲する
- ② 少年部が確保している分と合わせて、各団の希望を募り、それを基に振り分ける
- ③ 多くの団の利用を考慮して、利用時間帯を午前と午後に分ける

C. 少年部所管の大会

本少年部が所管する大会の開催にあたり、本ガイドラインに沿った「**狭山市サッカー協会少年部 市内大会開催に向けたガイドライン**」を作成し、発行する。

大会を開催するにあたっては、本ガイドラインと上記ガイドラインを並行して活用し、励行して、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大予防に努めてください。

VII. 単位団の活動について

1. 基本的な考え方

活動再開に向けて、原則として次の事項を心掛ける必要があります。実際にはチーム事情に合ったガイドラインを作成して運営するようにしましょう。

- ① 活動再開にあたっては、個人トレーニング、グループ活動の再開、チーム活動の再開等、十分な期間をとり、選手への急な身体負荷が無いよう配慮すること
- ② 一定期間の活動の再開ののち、トレーニングマッチ、公式戦への参加を計画すること
- ③ 本ガイドラインIV項“活動にあたって留意すること（※感染拡大防止策）”を留意する

2. イベントの開催（チーム行事等）

イベントの計画・実施においては、原則として次の事項を心掛けること。

- ① 開催の必要性を検討する（過去の慣行に捉われない）
- ② 最小限の規模に抑える
- ③ イベントごとに安全管理責任者を指定する
- ④ 参加を強要しない
- ⑤ 参加を見送った者に対して差別を行わない

3. チーム練習

(1) 練習における工夫

なるべく多人数での集合を避け、練習については時間制の導入等で密集防止に努めること
当面の練習については、接触の恐れのある対人プレーは避けること

(2) 選手の体調管理

約3か月間の空白期間があるため、選手の基礎体力は落ちているので、急激な活動は避け、段階的に負荷をかけるよう、練習計画を立てること

(3) 練習時の留意点

- ① 十分な距離を確保する
常に感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を開けること

- ② 位置取りを工夫する
歩く活動においては、前の人との呼気の影響を避けるため、可能であれば前後ではなく、横並びまたは斜め後方に位置をとること（練習方法の工夫）
- ③ その他
痰や唾を吐く行為は行わないこと

4. 練習試合

(1) 主催する場合

- ① 開催の必要性を検討する（練習試合の目的・目標）
- ② 最小限の規模に抑える
- ③ 開催毎に安全管理責任者を指定する
安全管理責任者は、参加チームの安全管理責任者との連絡窓口となり必要事項を確実に伝達すること
- ④ 参加を強要しない
- ⑤ 参加を見送った相手に対して差別を行わない

(2) 参加する場合

- ① 主催側の取り決めに把握し、関係者全員に周知・徹底する
- ② その都度安全管理責任者を指定し、主催側の安全管理責任者との連絡窓口となり、主催側の意向をチーム内に確実に周知する

5. 招待大会

(1) 主催する場合

活動再開後 1～2 ヶ月以上経過した時点で、逐次選手達の体力が試合可能な状態になっているかを確認して、大会の開催時期等を検討する

- ① 開催の目的・目標を明確にする
- ② 最小限の規模に抑える
- ③ 開催毎に安全管理責任者を指定する
安全管理責任者は、参加チームの安全管理責任者との連絡窓口となり必要事項を確実に伝達すること
- ④ チーム及び関係者に参加を強要しない
- ⑤ 参加を見送った相手に対して差別を行わない

(2) 参加する場合

- ① 主催側の取り決めに把握し、関係者全員に周知・徹底する
- ② その都度安全管理責任者を指定し、主催側の安全管理責任者との連絡窓口となり、主催側の意向をチーム内に確実に周知する

VIII. 活動再開後に感染者が発生した時の対応

- ① 加盟単位団の責任者は、活動に参加した選手・指導者・保護者等に、濃厚接触者として PCR 検査を受けた場合は、本少年部部长、狭山市サッカー協会第 4 種理事（松本副部长）、埼玉県西部地区連絡協議会理事（山崎事務局又は浜本理事）に連絡する。

但し、埼玉県西部地区連絡協議会が所管する大会及び本少年部が所管する大会に関しては、本項の⑥に従い対処すること。

尚、PCR 検査の結果に関しても同様の対応を実施すること。

- ② 報告事項は次のとおりとする
 - ▶ 発生状況の概要
 - ▶ 対象になる活動内容、年・月・日、場所
 - ▶ 対象者氏名及び連絡先
- ③ 選手・指導者・保護者に感染者が出た場合は、チームの活動は中止とし、①と同様の対応をとること
なお、クラスター発生のないことが確認出来るまで、チームの活動は2週間程度中止とし、再開については、新たな感染者の発生がないことを確認後とする
- ④ 大会に関連する場合の対応は、当該大会のガイドライン等に従って対処する。
- ⑤ 報告を受けた埼玉県西部地区連絡協議会理事は、必要に応じて、埼玉県西部地区連絡協議会の関係者に報告するとともに、その後必要な対応がある場合は、関係者に連絡する。
- ⑥ 報告を受けた狭山市サッカー協会第4種理事は、狭山市サッカー協会事務局に報告するとともに、その後必要な対応がある場合は、関係者に連絡する。
 - ▶ 埼玉県西部地区連絡協議会所管の大会は「埼玉西部地区での大会運営に関する新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（西部地区コロナ禍中大会運営ガイドライン）」の該当部分に従った対応を実施する。
 - ▶ 本少年部所管の大会においては、「狭山市サッカー協会少年部 市内大会開催に向けたガイドライン」の該当部分に従った対応を実施する。

IX. 個人情報について

万が一感染が発生した場合に備え、提出された個人情報が記載された書面（健康チェックシート等）の取り扱いには十分注意し、保存が必要な場合は、期間を定め責任者を決めて対応すること

あとがき

このガイドラインに従って活動することで、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の拡大予防に繋がりますが、感染を完全に防ぐことはできません。

このことをご承知のうえで、安全第一の活動に努めることを、お願い致します。

このウイルスの感染拡大は収束していないことを認識して、『うつらない』、『うつさない』を心掛けた行動に努めましょう。

参考

日本スポーツ協会 スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4173>

日本サッカー協会 サッカー活動の再開に向けたガイドライン

https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.html

埼玉県第4種委員会 サッカー活動の再開に向けたガイドライン

<http://www.saitama-u12.com/topics/detail/id=2135>

厚生労働省 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html#newlifestyle

埼玉県教育委員会 彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/coronavirus/documents/sainokunigakkounoannsinsenngen.pdf>